

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の 基本的感染対策の考え方について

○感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更されることにより、新型コロナウイルスの感染対策は5月8日から大きく変わる。

現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」

1. 基本的感染対策に関する方針（変更ポイント）

政府の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針は廃止 ・ 感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・ 事業者の判断、自主的な取組

2. 基本的感染対策の見直し

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなどを示していく。その際には、専門家の提言やその時点までに得られた知見も紹介し、参考とする。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 ・ 一定の場合にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生、換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避、人と人との距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

3. 個人や事業者が基本的感染対策を実施する場合の考え方

○実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討する。

<考慮に当たっての観点>

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

○事業者においては、以下の考え方を踏まえ、各事業者で実施の可否を判断する。

対応（例）	今後の考え方
入場時の検温	政府として一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の可否を判断
アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	

※（参考）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について

https://corona.go.jp/news/news_20230406_01.html